

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年5月30日

担
当

東京労働局労働基準部安全課
課長 三浦 玲
主任安全専門官 成田 光志
副主任安全専門官 野上 浩一
電話 03(3512)1615

7月に全国安全週間を実施します。

～ゼロ災職場を目指し、局長パトロール・集中現場指導等の実施～

東京労働局（局長 富田 望）では、事業者等の関係者が、安全と健康に関する問題を深く認識し、改めて、労働者の安全と健康の確保に対する取組の決意を共有する機会として、広く安全意識の高揚を図ることを目的とした全国安全週間（準備期間：6月1日から6月30日、本週間：7月1日から7月7日）を実施します。

この期間において、東京産業安全衛生大会の開催、関係団体等に対する労働災害防止に係る要請、局長パトロール等の実施、建設現場に対する集中指導の実施など様々な労働災害防止に係る取組を展開することとしています。

全国安全週間について（実施要綱は別添1）

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で98回目を迎えます。

今年は、第14次労働災害防止計画に基づく取組が展開されているところであり、労働災害の減少を図る観点から、令和7年度の全国安全週間を、以下のスローガンの下で実施します。

令和7年度スローガン

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

東京労働局管内において、労働災害による休業4日以上死傷者数は4年連続して1万人（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いたもの）を超えている状況であり、東京労働局では、労働災害の減少を図るために、以下のような取組を行います。

【取組概要】

1 第21回東京産業安全衛生大会の開催（別添2）

（1）開催日時

7月4日（金）午後1時30分～午後5時

（2）開催場所（集合形式での開催）

一ツ橋ホール（東京都千代田区一ツ橋2-6-2）

（3）内容

① 安全衛生表彰

② 安全劇

「災害（怪我）の影響は被災者だけではない」

SG・コスモス株式会社

③ 事例発表1

「当事業場における安全衛生活動について」

株式会社竹中工務店・共立建設株式会社共同企業体

（仮称）ドコモ代々木第二ビル新築工事

株式会社竹中工務店 東京本店 作業所長 赤田 岳彦

④ 事例発表2

「花王グループにおける転倒防止の取組み（仮）」

花王株式会社

人材戦略部門 健康開発推進部 マネジャー 関根 牧子

⑤ 特別講演

「“確認すべき安全”を見失わないために：デジタル活用の前に考えるべきこと」

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

研究推進・国際センター 首席研究員 濱島 京子

2 労働災害防止に係る要請（別添3）

全国安全週間の実施に併せ、関係団体及び地方公共団体ののべ170機関に対して、労働災害の現状を伝えとともに、傘下事業場等に対して労働災害防止に向けた指導・啓発を行うよう要請しました。

3 パトロール等の実施（取材対応が可能です。）

（1）局長パトロールの実施（7月2日予定）

（2）「TOKYO小売業SAFE協議会」を視察型協議会により開催（6月26日予定）

※上記（1）及び（2）の詳細は決まり次第改めてお知らせいたします。

4 建設現場に対する集中指導の実施

各労働基準監督署では、本期間中に建設現場に対して集中指導を実施します。

別添資料

- 1 令和7年度全国安全週間実施要綱
- 2 第21回東京産業安全衛生大会 Safe Work TOKYO 2025
- 3 各関係団体の長宛て労働災害防止の要請文書等
- 4 職場の「熱中症」を防ごう！
- 5 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和 7 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 98 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 6 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上死傷災害は前年同期よりも増加しており、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 3 年目となる令和 7 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 7 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

- (1) 安全衛生活動の推進
 - ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
 - ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

イ 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上

ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

（２）業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析

イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知

ウ 職場巡視、4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）、K Y（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発

オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用

イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進

ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施

エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施

オ トラックの逸走防止措置の実施

カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

（ア）「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用

（イ）足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用

（ウ）職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施

（エ）元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施

（オ）建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

（カ）輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

（キ）一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和 6 年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、

土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

③ 交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底

イ 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

⑤ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な

な措置の実施

イ 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ウ その他請負人等が上記 10（1）～10（3）④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

第21回 Safe Work TOKYO 2025 東京産業安全衛生大会

第14次労働災害防止計画推進中



トップが発信！ みんなで宣言
一人一人が「安全・安心」

安全衛生表彰

安全劇

災害(怪我)の影響は被災者だけではない
SG・コスモス株式会社

事例発表

- 当事業場における安全衛生活動について
株式会社竹中工務店・共立建設株式会社共同企業体
(仮称)ドコモ代々木第二ビル新築工事
株式会社竹中工務店 東京本店
- 花王グループにおける転倒防止の取組み(仮)
花王株式会社 人材戦略部門 健康開発推進部

特別講演

“確認すべき安全”を見失わないために：デジタル活用の前に考えるべきこと

独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所
研究推進・国際センター
首席研究員 濱島 京子

日時

令和7年

7/4 金

13:30~17:00

場所

一ツ橋ホール

東京都千代田区一ツ橋2-6-2

主催：東京労働局 各労働基準監督署（支署）

公益社団法人東京労働基準協会連合会 各地区労働基準協会

協賛：（一社）東京経営者協会 日本労働組合総連合会東京都連合会 建設業労働災害防止協会東京支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部

林業・木材製造業労働災害防止協会東京都支部 （一社）日本ボイラ協会東京支部 （一社）日本クレーン協会東京支部

（公社）ボイラ・クレーン安全協会東京事務所 （公社）建設荷役車両安全技術協会東京都支部

東京都社会保険労務士会 （独）労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター

後援：東京都 特別区長会 東京都市長会 東京都町村会

申込先

公益社団法人 東京労働基準協会連合会

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL 03-6380-8305

<https://www.toukiren.or.jp/tokyoanei2025.html>



——— 申込みは、Webでお願いします。 ———

ご記入頂いた個人情報につきましては、本大会の的確な実施のために使用するもので、これ以外の目的には使用しません。

プログラム

① 主催者挨拶

東京労働局長

公益社団法人東京労働基準協会連合会会長

② 来賓祝辞

東京都産業労働局長

中央労働災害防止協会理事長

一般社団法人東京経営者協会会長

日本労働組合総連合会東京都連合会会長

③ 安全衛生表彰

〈休憩〉

④ 安全劇

「災害(怪我)の影響は被災者
だけではない」

SG・コスモス株式会社

⑤ 事例発表

「当事業場における安全衛生活動に
ついて」

株式会社竹中工務店・共立建設株式会社
共同企業体

(仮称)ドコモ代々木第二ビル新築工事

株式会社竹中工務店 東京本店

作業所長 赤田 岳彦

「花王グループにおける転倒防止
の取組み(仮)」

花王株式会社

人財戦略部門 健康開発推進部

マネジャー 関根 牧子

⑥ 特別講演

「“確認すべき安全”を見失わ
ないために:デジタル活用の
前に考えるべきこと」

独立行政法人労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所

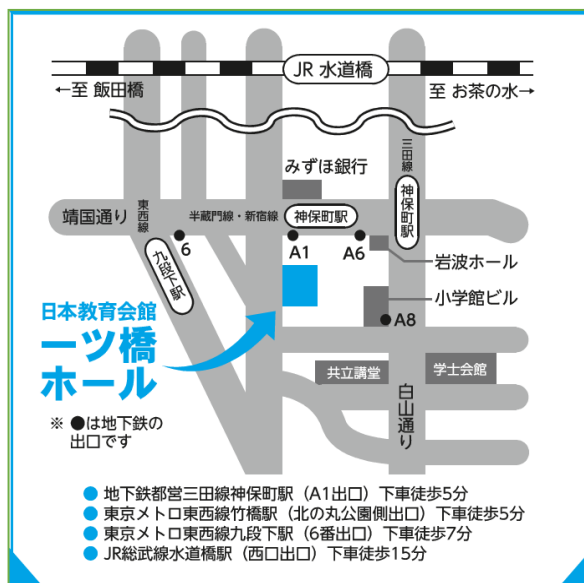
研究推進・国際センター

首席研究員 濱島 京子

⑦ 大会宣言

建設業労働災害防止協会東京支部長

会場案内



東労発基 0530 第 1 号
令和 7 年 5 月 30 日

関係団体
代表者 殿

東京労働局長

第 98 回全国安全週間の実施について

平素から、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間、7 月 1 日から 7 月 7 日までを本週間とした、第 98 回全国安全週間を別添の実施要綱に基づき全国的に展開いたします。

東京労働局管内における令和 6 年の労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いたもの）については、死亡者数は前年を大幅に下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷者数は、前年を上回る見込みであり、近年増加傾向が見られます。

また、休業 4 日以上之死傷者数は 4 年連続で 1 万人を超えており、憂慮すべき状況にあります。

東京労働局では、一昨年 3 月に第 14 次東京労働局労働災害防止計画を策定し、「Safe Work TOKYO」の下、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」をキャッチフレーズとして、事業場の労使はもとより、関係業界団体、関係行政機関等すべての関係者が認識を共有して取組を推進しているところ」です。

全国安全週間については広く地域社会での安全意識の高揚と安全活動の定着、そして第 14 次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組の啓発及び浸透を積極的に図っていきたいと考えております。

つきましては、貴団体におかれましても、別紙を会報等に掲載する、会議で配布する等により、傘下関係事業場に周知するなど関係者に対する労働災害防止の指導・啓発について特段の御理解、御協力をお願いいたします。

東労発基 0530 第 2 号
令和 7 年 5 月 30 日

地方公共団体の長 殿

東 京 労 働 局 長

第 98 回全国安全週間の実施について

平素から、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、厚生労働省では、企業を始め関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間、7 月 1 日から 7 月 7 日までを本週間とした、第 98 回全国安全週間を別添の実施要綱に基づき全国的に展開いたします。

東京労働局管内における令和 6 年の労働災害発生状況（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いたもの）については、死亡者数は前年を大幅に下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷者数は、前年を上回る見込みであり、近年増加傾向が見られます。

また、休業 4 日以上之死傷者数は 4 年連続で 1 万人を超えており、憂慮すべき状況にあります。

東京労働局では、一昨年 3 月に第 14 次東京労働局労働災害防止計画を策定し、「Safe Work TOKYO」の下、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズとして、事業場の労使はもとより、関係業界団体、関係行政機関等すべての関係者が認識を共有して取組を推進しているところです。

全国安全週間については広く地域社会での安全意識の高揚と安全活動の定着、そして第 14 次東京労働局労働災害防止計画に基づく取組の啓発及び浸透を積極的に図っていきたいと考えております。

つきましては、貴職におかれましても、別紙を広報誌等に掲載する、会議で配布する等により、管下事業場に周知するなど関係者に対する労働災害防止の指導・啓発について特段の御理解、御協力をお願いいたします。

職場における労働災害防止の要請

都内の労働災害による死亡者数は、労使の皆様を始め関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。

しかしながら、今なお死亡災害が発生しており、昨年1年間においては、34人（新型コロナウイルス感染症によるり患を除いた人数。以下同様。）の方が労働災害により亡くなられています。

令和6年における全産業の休業4日以上労働災害による死傷者数は11,403人に上り、4年連続1万人を超えており、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

高年齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、特に50歳以上の労働者による転倒災害が7割を超えるなどこれらに対する防止対策を講じることが必要です。

また、高所等からの墜落・転落による死亡災害は、建設業のみならず他の産業でも発生しており、高所作業時の安全対策も重要となっています。

労働災害の増加には、様々な背景があり、都内の就業状況の変化や社会情勢等、種々の原因が考えられます。

また、休業4日以上死傷者数が増加する傾向が見られるなど、今後も一層の安全対策の充実が求められています。

労働災害は本来あってはならないものであり、安全な就労環境を築くためには、経営トップの強い意識による取組と併せ、それぞれの立場に応じたすべての関係者が認識を共有して取組を推進することが必要です。

また、労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

7月1日から7日までを本週間とする全国安全週間を控え、準備期間である6月は、事業場の安全について点検を行う良い機会でもあります。

事業者の皆様におかれましては、別紙事項に特にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全衛生意識の高揚と向上のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

令和7年6月

厚生労働省 東京労働局長

富田 望

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、**4年連続して1年間で1万人**を超える方が仕事に発生した労働災害や事故により被災しています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

□経営トップの安全衛生方針の発信が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

□安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが義務付けられていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

□職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に応じた危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。

職場内の危険な場所や作業内容を不断に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。

□労働者1人1人に対する安全衛生の意識啓発をお願いします！

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要です。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

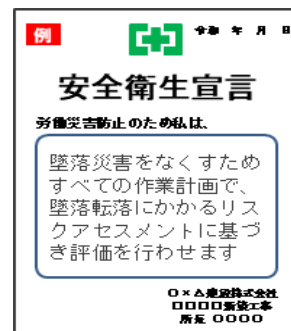
首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！

東京労働局では、第14次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。



トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」

東京労働局・労働基準監督署



東京労働局【公式 X】

職場の「熱中症」を防ごう！

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

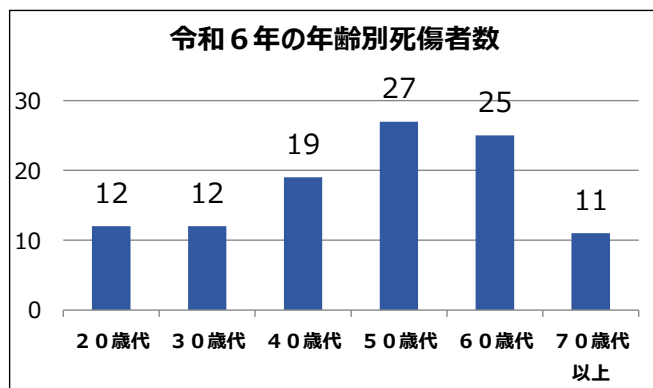
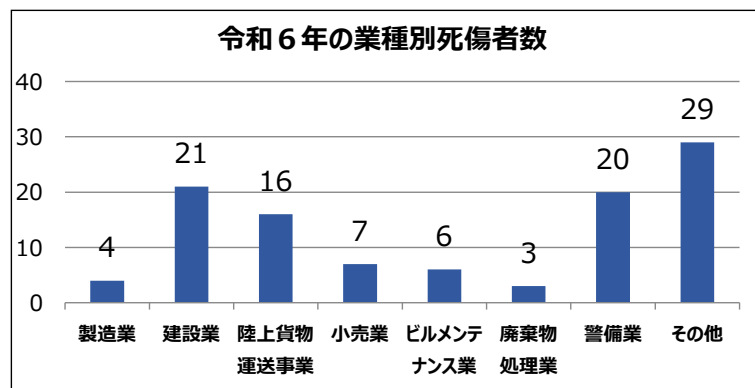
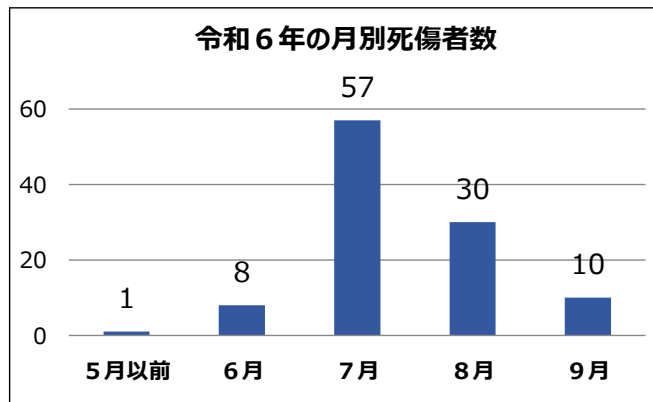
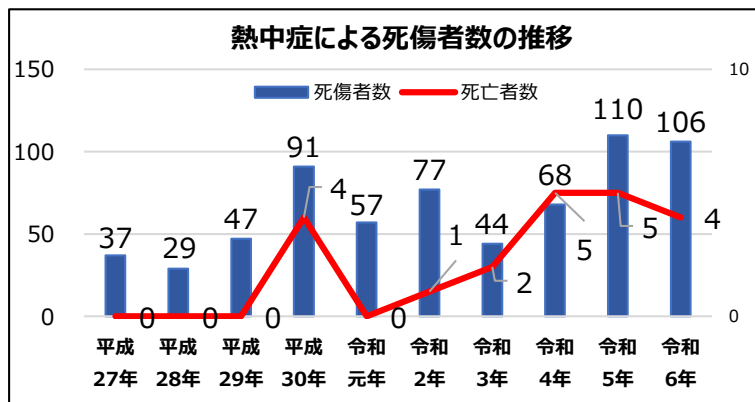
令和6年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は106件発生し、うち4件（4件のうち、建設業が3件、廃棄物処理業が1件）が死亡災害となっています（数値は令和7年1月末日現在）。

業種別では、建設業が20%、警備業が19%、陸上貨物運送業が15%を占め、小売業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。

月別では、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に梅雨明け直後に多く発生しています。また、月別の平均最高気温（気象庁の気象データ（地点：東京）より）が高い8月以前に熱中症発生のピークがきています。

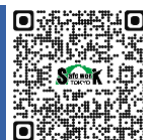
年齢別では、50歳代が最も多く、次いで60歳代で多く発生しています。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。**本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。**



令和6年に発生した熱中症の発生事例（東京）

発生月時間	業種	発生状況	経験年齢	休業見込日数等
7月15時	建設業	屋外の工場現場において、鉄筋の圧接作業に従事していたところ、歩行が困難となったため、救急車で病院に搬送されたが、搬送先の病院で死亡したものの。	50歳代 10年以上20年未満	死亡
7月15時	廃棄物処理業	事業場の倉庫内において、ペットボトルの選別作業を行っていたところ、前のめりになって動かなくなったため、救急車で病院に搬送されたが、搬送先の病院で死亡したものの。	40歳代 1年未満	死亡
7月12時	警備業	工事現場において、交通誘導の業務を行っていたところ、立っていられないなどの症状となり、救急搬送されたもの。	70歳代 10年以上20年未満	60日
9月19時	陸上貨物運送業	引越作業のため、段ボールなどの荷物を運んでいたところ、吐き気、頭痛などの症状となり、救急搬送されたもの。	50歳代 10年以上20年未満	15日
7月13時	小売業	厨房内で食器の洗浄作業を行っていたところ、膝から崩れるように倒れてしまい、救急搬送されたもの。	50歳代 1年以上5年未満	20日



主な熱中症予防対策

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

厚生労働省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的として、関係団体等との連携の下、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を実施

準備期間	キャンペーン期間				
4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点期間					



熱中症
キャンペーン



熱中症
予防情報

暑さ指数 (WBGT 値)※1 の活用

- 暑さ指数の実測※2
- 実測値に対し、衣類の種類による補正
- 作業内容と比較し、熱中症リスクを確認
- リスクに応じた対策を検討、実行



暑さ指数の
実況と予測



暑さ指数の
計算方法

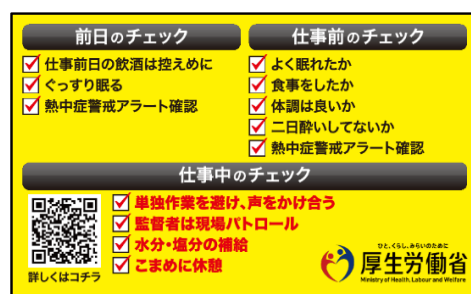
※1 暑さ指数とは、気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数

※2 実測できない場合は、その地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省熱中症予防サイト（二次元コード「暑さ指数の実況と予測」参照）＋補正手段により、参考値を算出してください。

「ロゴマークシール」と「応急手当カード」の活用

「Cool work TOKYO」ロゴマークシールと応急手当カードを各労働基準監督署の窓口等で配布しています。

ロゴマークシール



エイジフレンドリー補助金の活用（中小企業事業者に限る）

高年齢労働者を雇用し、対象の高年齢労働者が補助対象の業務に就いている場合は、労働災害防止に要する経費を補助する制度があります。
（詳細はリーフレット等をご確認ください。）

「東京労働局公式X」及び「公式YouTubeチャンネル」

熱中症予防対策を含む各種情報を発信していますので、ご覧ください。



東京労働局公式



東京労働局
公式YouTube

以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請